

## 議案第24号

### 北栄町の公平委員会の事務の受託に関する規約を定める 協議について

北栄町の公平委員会の事務の受託に関する次の規約を定める協議をすることについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第  
252条の2第3項本文の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片山善博

#### 北栄町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、北栄  
町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鳥取県  
（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理す  
るために要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。  
(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協

議して定める。

附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。